

令和6年9月6日

広報事務御担当者様

京都市保健福祉局生活福祉部
保険年金課長 田坂 泰士
(担当：小谷 電話 075-213-5861)

京都市国民健康保険 被保険者証の更新に係る周知への御協力について（依頼）

清秋の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃は、本市国民健康保険事業に格別の御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、京都市国民健康保険の被保険者証につきましては、有効期限を1年に設定しており、このたび下記のとおり一斉更新を行います。

つきましては、会員様への周知に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

1 被保険者証の一斉更新

令和6年10月1日（火）から、新規加入者等を対象に窓口交付する被保険者証を、有効期限が令和7年11月30日までの被保険者証（薄いピンク色）に更新いたします。

併せて11月上旬から、既加入者を対象に、新しい被保険者証を一斉に郵送します（旧様式の被保険者証（薄い黄色）の有効期限は、令和6年11月30日となっています。）。

※ 被保険者証の有効期限については、令和6年11月30日とは異なる有効期限を設定している場合もございます。

2 新しい被保険者証の様式（リーフレット参照）

素材：プラスチック素材の硬質紙

サイズ：たて54mm×よこ86mm（名刺サイズ）

色：薄いピンク色

3 一斉更新の方法

令和6年11月上旬から11月30日（土）までの間に、簡易書留での郵送等により行います。

4 新しい被保険者証の効力

新しい被保険者証は、交付日から有効です。

5 周知用リーフレットの送付

会員様への周知用にリーフレットを作成させていただきましたので、御活用ください。

6 その他

現行の被保険者証については、令和6年12月2日に廃止されます。

廃止日以降は、被保険者証を新規発行することができず、マイナ保険証の利用登録状況により、資格確認書又は資格情報のお知らせを交付します。

詳細につきましては、同封のリーフレットをご参照ください。

7 お問い合わせ先

京都市保健福祉局生活福祉部保険年金課（担当：小谷 TEL075-213-5861）

令和6年10月から

国民健康保険被保険者証の
更新を行います。

- 窓口発行分については、令和6年10月1日(火)から、新しい被保険者証(薄いピンク色)の交付を開始します。
- それ以外の既加入者については、新しい被保険者証を11月上旬から一斉に郵送します(これまでの被保険者証(薄い黄色)の有効期限は、令和6年11月30日(土)です。有効期限まではこちらも使用できます。)。このため、令和6年10月と11月の2箇月間は、新旧いずれかの被保険者証が窓口で提示されることになります。
- また、令和6年12月2日以降については、現行の被保険者証が廃止され、被保険者証の新規発行ができなくなります。廃止日以降に加入手続を行った場合や交付済みの被保険者証を紛失された方等でマイナ保険証の利用登録を行っていない方には「資格確認書」、利用登録済の方には「資格情報のお知らせ」を交付します。

このため、受診時期によっては、窓口で提示される証等が異なるため、ご注意ください。

(令和6年12月から令和7年11月)

- ◇ 令和6年12月1日までに京都市国保に加入されている方：被保険者証
- ◇ 令和6年12月2日以降に新たに京都市国保に加入される方：マイナ保険証(+資格情報のお知らせ)又は資格確認書

(令和7年12月から)

- ◇ マイナ保険証をお持ちの方：マイナ保険証(+資格情報のお知らせ)
- ◇ マイナ保険証をお持ちでない方：資格確認書

※ 資格情報のお知らせ及び資格確認書については、令和7年11月頃に全被保険者に一斉にお送りします。

○ 新しい被保険者証・資格確認書について

- ・素材：プラスチック素材の硬質紙 ※どちらも同じ素材を使用しています。
- ・色：被保険者証【薄いピンク色(令和6年10月～令和7年11月)】
資格確認書【薄い緑色(令和6年12月～令和7年11月)】
※ 被保険者証・資格確認書の色は1年ごとに変わります。
- ・サイズ：たて54mm×よこ86mm ※どちらも同じサイズです。

表面 被保険者証

京 都 府	有効期限	令和〇〇年〇〇月〇〇日
国民健康保険	交付年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
被保険者証	記号	京〇〇〇〇〇〇
	番号	〇〇〇〇(枝番)〇〇
氏 名	京都 太郎	性別 男
生 年 月 日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	
適用開始日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
世帯主氏名	京都 太郎	
住 所	京都市〇〇区〇〇町〇〇〇番地	
保険者番号	* * 〇〇〇〇〇〇〇〇	京 都 市 見 本 (〇〇区役所)

表面 資格確認書

京 都 府	有効期限	令和〇〇年〇〇月〇〇日
国民健康保険	交付年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
資格確認書	記号	京〇〇〇〇〇〇
	番号	〇〇〇〇(枝番)〇〇
氏 名	京都 太郎	性別 男
生 年 月 日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	
適用開始日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
世帯主氏名	京都 太郎	
住 所	京都市〇〇区〇〇町〇〇〇番地	
保険者番号	* * 〇〇〇〇〇〇〇〇	京 都 市 見 本 (〇〇区役所)

「枝番」については、レセプトへ必ず記載してください。

※被保険者証の枝番(2桁)の右上に印字している数字(1桁)は、本市の事務処理に使用している番号であり、被保険者の方の情報や国民健康保険料の納付状況を示すものではありませんので、この数字(1桁)はレセプトへの記載は不要です。

●その他説明事項

1 月の途中でも被保険者証の期限や種類が変更となる場合があります。

月の途中でも被保険者証又は資格確認書の有効期限を変更したり、被保険者証又は資格確認書の代わりに「国民健康保険被保険者資格証明書(資格証明書)」又は「資格確認書(特別療養費)」を交付する場合があります。被保険者が「資格証明書」又は「資格確認書(特別療養費)」で保険診療を受ける場合、医療費はいったん被保険者が全額自己負担するなど、被保険者証等の種類の変更に伴い、被保険者の医療費負担が変更となる場合がありますので、月の途中でも、医療保険の資格の確認に加え、被保険者証等の種類にも変更がないか、ご確認をお願いします。

2 交通事故や暴力行為等の第三者行為について

○ 「患者の疾病又は負傷が第三者の不法行為(交通事故・傷害など)によって生じたと認められる場合」は、レセプトの特記事項欄に「10・第三」と記入するよう、厚生労働省の明細書記載要領によって義務付けられています。

第三者行為求償事務の取扱上、特記事項の表示は、該当レセプトを把握する上で大変重要な役割を果たしており、被保険者が健康保険を使用して第三者行為について保険診療を受ける場合は、レセプトの「特記事項欄」への記載をお願いいたします。また、一般疾病等の事故外の診療がある場合は、区別のため、摘要欄に「事故点数(若しくは事故外点数)」の記載をお願いいたします。

○ また、被保険者が第三者行為による傷病につき保険診療を受ける場合、法律により、被保険者から加入している医療保険者に対し、第三者行為に係る被害の届出(傷病届)をすることが義務付けられています。診療の際、医療保険者への当該届出を行っているか、被保険者にご確認・お声掛けいただきますよう、ご協力をお願いいたします。

3 令和6年12月2日以降における高齢受給者証及び限度額適用認定証等の本市国民健康保険の取扱いについて

資格確認書の交付対象(マイナ保険証を保有していない)の方には、引き続き、高齢受給者証を発行するため、資格確認書に負担割合は記載しておりません。

また、限度額適用認定証等についても、窓口で申請があった場合、引き続き、発行するため、資格確認書に負担区分は記載しておりません。

なお、マイナ保険証を保有する方については、オンライン資格確認により、負担割合や負担区分を確認することができるため、高齢受給者証及び限度額適用認定証等の持参が不要になりますので、マイナ保険証をご活用いただくようお願いいたします。

〈お問い合わせ先〉

京都市保健福祉局生活福祉部保険年金課指導担当 TEL 075-213-5861